

消費者庁及び消費者委員会からの御意見等 に関する現時点での取組状況等について (資源エネルギー庁からの回答)

2023年4月4日 (火)

第40回 料金制度専門会合

資源エネルギー庁提出資料

第5 再生可能エネルギーに関する事項

- 再エネ賦課金としてかなりの負担を需要家に求めている。消費者の理解を求めるためにも、集めた再エネ賦課金の用途について、国及び電力会社は消費者に対して、定期的に分かりやすく説明する仕組みを検討する必要があるのではないか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）の執行に係るものであることから、事務局から資源エネルギー庁に共有し、資源エネルギー庁から後日御回答させていただきます。

その他（消費者委員会からの御提示）③

第5 再生可能エネルギーに関する事項

- 再エネ賦課金としてかなりの負担を需要家に求めている。消費者の理解を求めるためにも、集めた再エネ賦課金の使途について、国及び電力会社は消費者に対して、定期的に分かりやすく説明する仕組みを検討する必要があるのではないか。

資源エネルギー庁からの回答

- 再エネ電気の利用に要する費用は電気の利用者に対する電気の供給の対価に適切に反映させることが重要であるという観点から、再エネ特措法第50条においても、その内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図ることとされています。
- 再エネ賦課金の使途は、再エネ電気の買取費用等、再エネ導入拡大に要する費用であります。引き続き、こうした情報も含め、FIT/FIP制度などの広報について、資源エネルギー庁のウェブサイトなどを通じて適切に周知してまいります。

<参考：再エネ特措法関係条文>

（再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映）

第五十条 国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るためには、当該利用に要する費用を電気の利用者に対する電気の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5 再生可能エネルギーに関する事項

- 電源構成（再エネ含む）の多様化を今後どのように促進していくのか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、電力政策に関するものであることから、事務局から資源エネルギー庁に共有し、資源エネルギー庁から後日御回答させていただきます。

その他（消費者委員会からの御提示）④

第5 再生可能エネルギーに関する事項

- 電源構成（再エネ含む）の多様化を今後どのように促進していくのか。

資源エネルギー庁からの回答

- 政府では、第6次エネルギー基本計画において2030年度の電源構成の見通しを再エネ36～38%、原子力20～22%、火力41%、水素・アンモニア1%としており、エネルギー基本計画やGX基本方針に掲げているものを始め、あらゆる政策を総動員してまいります。

第6 制度全般に関する事項

- 経過措置料金、燃料費調整制度上限は消費者保護の観点から重要な制度と考えている。セーフティネットとしての経過措置料金、燃料費調整制度の上限・あり方の今後についてどのように考えているか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、料金制度全体の在り方に関するものであることから、事務局から資源エネルギー庁に共有し、資源エネルギー庁から後日御回答させていただきます。
- なお、経過措置料金の解除の基準については、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という3つの観点から総合的に判断すべきこととされています。また、現時点で、これらの基準を満たす供給区域はありません。

その他（消費者委員会からの御提示）⑤

第6 制度全般に関する事項

- 経過措置料金、燃料費調整制度上限は消費者保護の観点から重要な制度と考えている。セーフティネットとしての経過措置料金、燃料費調整制度の上限・あり方の今後についてどのように考えているか。

資源エネルギー庁からの回答

- 小売全面自由化を実施した後も、旧一般電気事業者の「規制なき独占による不当に高い料金設定」から消費者を保護する観点から、「経過措置」として、競争が実際に進展するまでは、全国全ての地域において従来と同様に、料金を経済産業大臣が認可する規制料金を存続させることとしました。
- また、規制料金の中で措置されている燃料費調整制度においては、調整上限を設定することとしており、電気料金の急激な上昇に一定の歯止めがかかる仕組みとなっているところ、消費者保護の観点において一定の役割を果たしていると考えます。
- 一方で、規制料金と自由料金が併存し、需要家が選択可能である中で、燃料費調整制度の上限を超えて燃料価格が上昇を続ける局面において、規制料金が原価割れでの赤字供給とならざるを得ない場合等、新電力が提供する自由料金との競争環境が歪められ、大手電力の独占性が強化されてしまう懸念も指摘されています。
- こうした課題も踏まえ、引き続き、小売完全自由化に向けて、「経過措置」を解除した後も、その競争の中で需要家が自由化のメリットを得られるような環境整備に取り組んでまいります。
- また、「規制なき独占による不当に高い料金設定」を防止する為のセーフティネットとしての規制的な料金の在り方については、総合的な観点から検討してまいります。

第6 制度全般に関する事項

- 電力システム改革が、消費者にどのような影響やメリットをもたらしたのか消費者に情報提供する必要がある。また、今後の電力政策の方向性と消費者に与える影響を明らかにすべきではないか。特に、中長期的視点で電力の安定供給・レジリエンスと料金上昇の抑制の両立に向けどのような取り組みを行っていくのか。

当会合としての考え方

- いただいた御指摘については、電力政策に関するものであることから、事務局から資源エネルギー庁に共有し、資源エネルギー庁から後日御回答させていただきます。
- なお、今回、料金改定申請が行われている規制料金については、資材調達等において効率化努力を求めるなど、適正な原価となるよう、厳格かつ丁寧に審査を行っていきます。

その他（消費者委員会からの御提示）⑥

第6 制度全般に関する事項

- 電力システム改革が、消費者にどのような影響やメリットをもたらしたのか消費者に情報提供する必要がある。また、今後の電力政策の方向性と消費者に与える影響を明らかにすべきではないか。特に、中長期的視点で電力の安定供給・レジリエンスと料金上昇の抑制の両立に向けどのような取り組みを行っていくのか。

資源エネルギー庁からの回答

- これまでの電力システム改革においては、①「安定供給を確保する」、②「電気料金を最大限抑制する」、③「需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」という3つの目的を掲げ、電力広域的運営推進機関の設立や小売全面自由化等に取り組んできたところです。こうした取組により、広域的な電力供給システムの構築や需要家の選択肢の拡大、家庭向け自由料金が安価な水準で推移してきた実績など、一定の成果は出ていると認識しています。
- 電力を含むエネルギー政策全体として今後も様々な施策が実施されていくこととなりますが、それらが消費者に与える影響を含め、情報提供を充実していきたいと考えております。
- 特に、中長期的な料金抑制策としては、エネルギーの需要側、供給側それぞれで対策を進めることが重要であり、省エネ対策の徹底に加え、脱炭素電源への転換等を促進することを通じて、エネルギー危機にも耐え得る強靱なエネルギー需給構造への転換を進めていくことが必要と考えています。
- 電力システム改革については、引き続き不断の見直しを行い、直面する課題に対し、一つ一つ必要な対応を的確に講じていくことが重要と考えており、こうした取組を通じて、電気の需要家に対し、安定的かつ経済的な電力供給を実現できるよう、取り組んでまいります。

第6 制度全般に関する事項

3 自由料金に関するもの

- デマンドレスポンス、料金メニュー多様化等消費者が実行できる行動の周知、普及はどのように行っているか。

当会合としての考え方

- 今回、料金改定申請が行われている規制料金については、各事業者における周知方法や苦情処理体制が十分なものであるかどうか、などを確認予定です。
- その上で、自由料金に関していただいた御指摘のうち、国としての取組については、資源エネルギー庁から後日御回答させていただきます。
- なお、各事業者においては、例えば、自社のホームページで、節電方法を紹介するほか、需要家のライフスタイルに合わせた料金プランを紹介するといった取組が行われていると承知しています。

その他（消費者委員会からの御提示）⑦

第6 制度全般に関する事項

3 自由料金に関するもの

- デマンドレスポンス、料金メニュー多様化等消費者が実行できる行動の周知、普及はどのように行っているか。

資源エネルギー庁からの回答

- 自由料金については、再エネメニューや完全従量メニュー、さらには御指摘のデマンドレスポンスメニューなど、既に様々な料金メニューが存在していると認識しています。
- とりわけ、デマンドレスポンスについては、昨年度に実施した「節電プログラム促進事業」において、小売電気事業者等のデマンドレスポンスに関する取組を後押しした結果、こうしたメニューを有している事業者は、事業実施前の約30社から約280社に拡大しました。
- また、省エネ法では、エネルギー供給事業者は一般消費者への省エネ等の情報提供に努めることが求められています。このため、小売電気事業者等による情報提供等の取組状況を評価・公表する「省エネコミュニケーション・ランキング制度」において、各社のデマンドレスポンスに関する情報提供や料金メニューの多様化も加点評価の対象とすることにより、一般消費者への情報提供を促しています。
- 引き続き、競争の中で需要家の様々なニーズを捉えた料金メニューの開発が行われることを期待するとともに、デマンドレスポンスなど、需要家側のリソース活用・メリット提供の普及が進むよう、取り組んでまいります。